

# 石嶺中学校いじめ防止基本方針

石嶺中学校いじめ防止対策委員会

## 【 いじめの定義 】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者への意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をすることが必要である。

## 1 本校の基本方針

学校教育目標の、「深く考え心豊かに、たくましく生き抜く生徒を育成する」を踏まえ、心身共に健全な人格の成長を図り、「いじめ」等がなく生徒が安心して学校生活が送れるような指導・支援体制の構築を図る事を基本方針の柱とする。

## 2 学校の現状

本校は、校区に児童自立支援施設や大規模な市営団地、国家公務員宿舎、福祉関係施設等が隣接している地域である。他都道府県出身者も多く、生徒の考え方や物のとらえ方も多岐にわたっている。学校での生徒の実態は明るく元気があり、文化活動やスポーツ活動でも近年は大きな成果を上げている。また、地域の旗頭保存会等との連携を深めながら学校行事・地域行事に積極的に取り組んでいる。

## 3 いじめ防止などの指導体制・組織的な対応

### (1) 定期的な指導体制

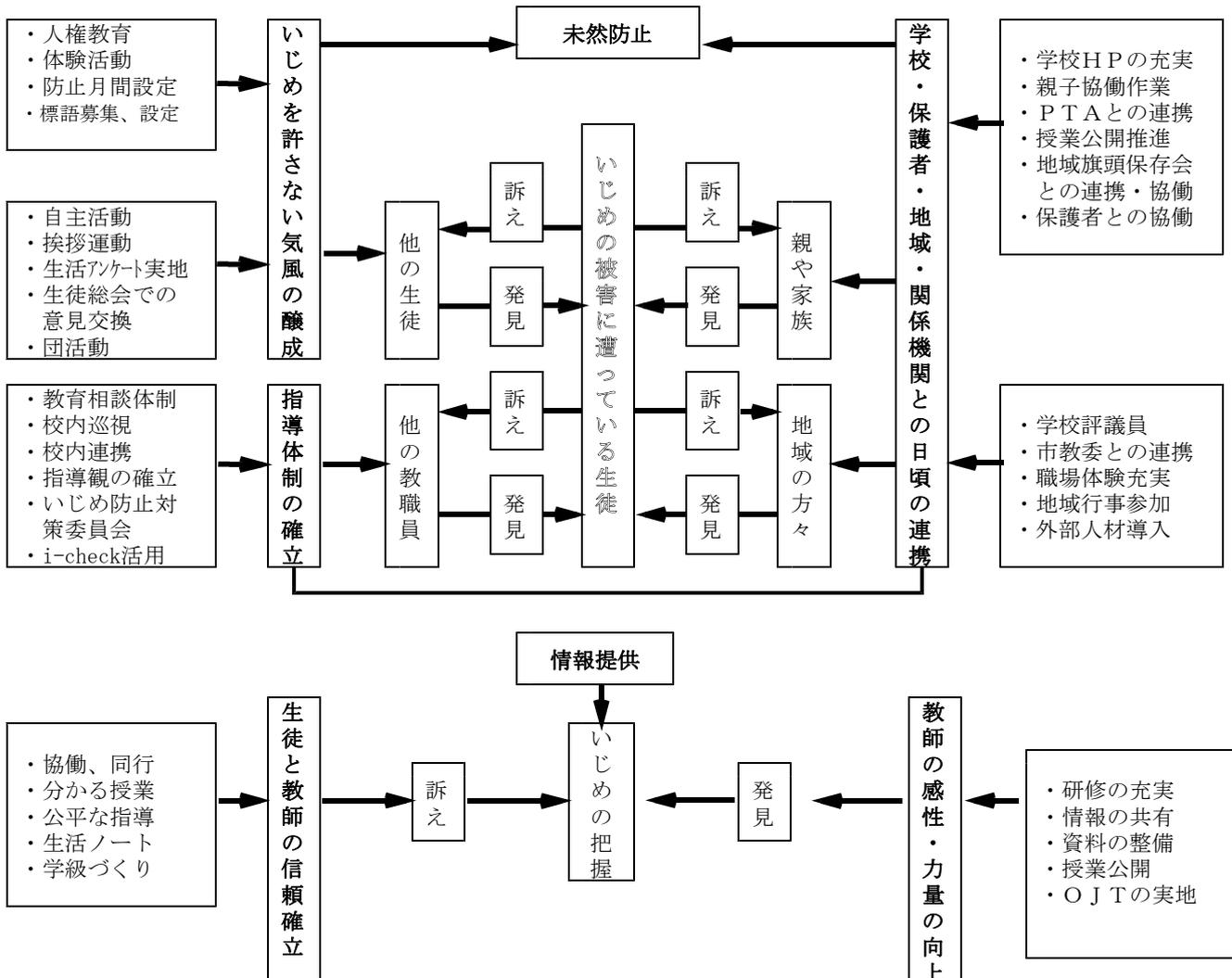
※メンバーは学校長・教頭・生徒指導主事・各学年主任・学年生徒指導・養護教諭・教育相談担当とする。

(ケースによってSC・SSW・教育委員会生徒指導担当主事・警察関係者・民生委員・保護司など)

①各学年の情報交換と必要な対応策を協議する。(生徒支援委員会を週1回)

②毎月の学校生活アンケートからの実態(言葉や態度による誹謗中傷・スマートフォン・インターネット・SNSなど)を把握し、いじめの早期発見・早期対応を行う。

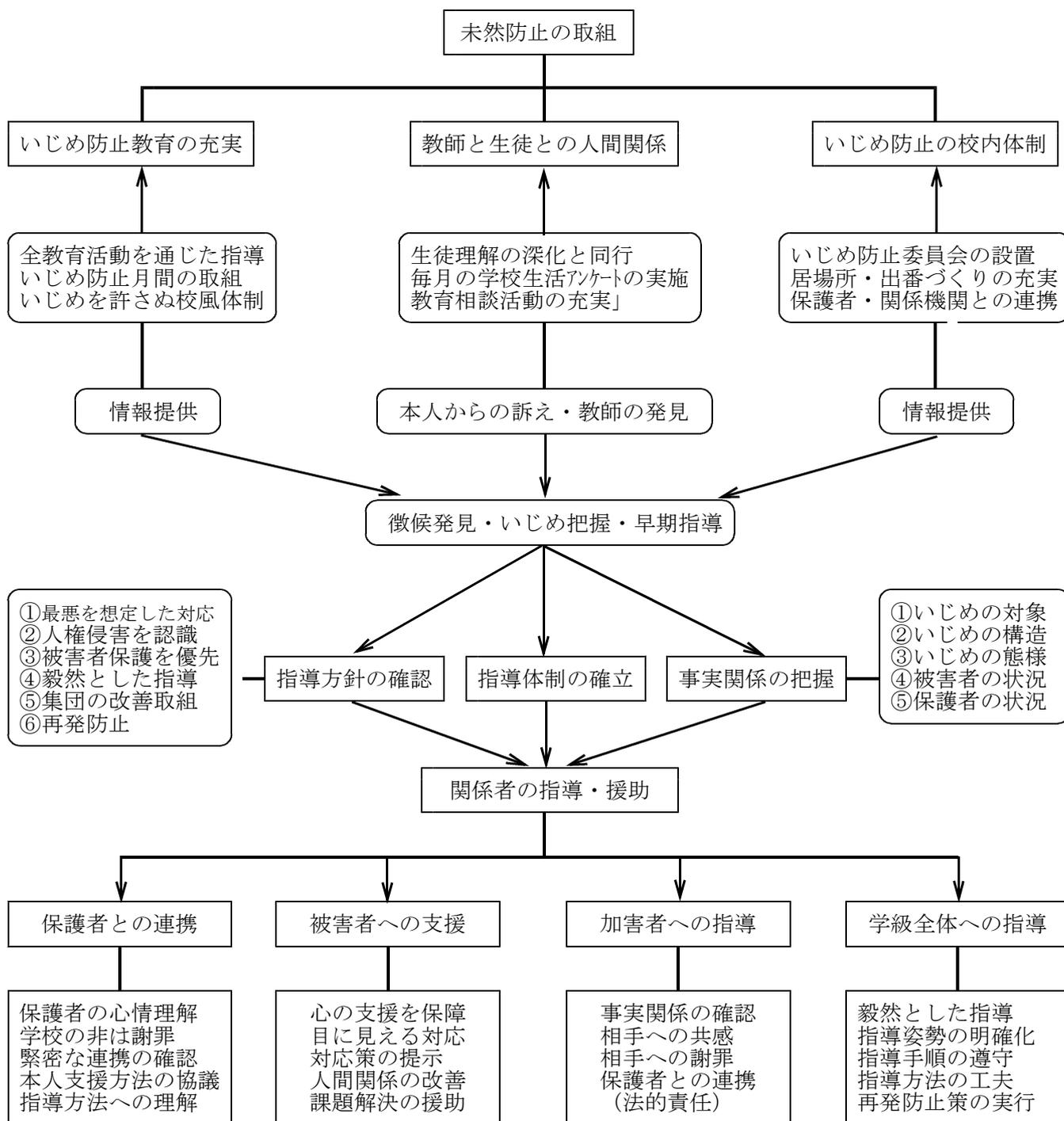
### (2) いじめの早期発見・早期対応のために下記のような系図で取り組む。



※OJTとは オンザジョブトレーニングのことで職場内において、管理監督者の責任のもとで行われる教育訓練全般をさす。教師間の勉強会や研修等も含まれる。

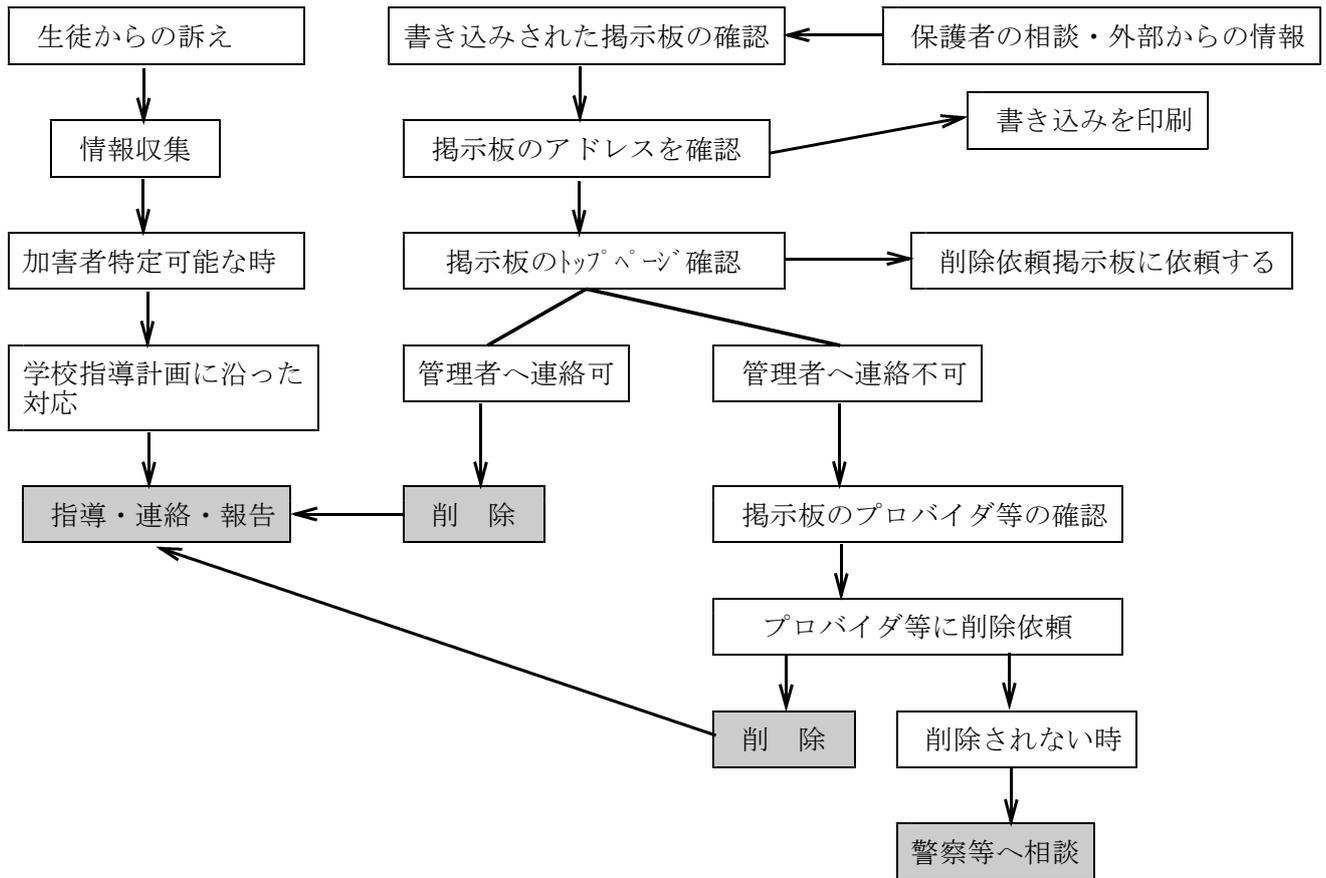
参考文献 嶋崎政男著「脱いじめ」の処方箋

(3) 未然防止のために道徳教育や人権教育との関連を図り、地域からの情報も積極的に取り入れる。  
 ※未然防止取組の流れ



参考文献 尾木和英・有村久春・嶋崎政男（編）「生徒指導概要を理解する実践する」  
 嶋崎政男著「脱いじめ」の処方箋

#### (4) ネット上でのいじめの対応



#### 【具体的対応】

1. 書き込みのあったプロフ等のURL（ウェブサイトのアドレス）を控え、書き込み内容をプリントアウトし内容を保存する。
2. トップページを表示し、「管理者のメール」「お問い合わせ」をクリックする。
3. 管理者に削除依頼内容を書き込み、メールする。
4. 管理者が不明な場合や依頼しても削除されない場合は、プロバイダ（サービス提供会社等に削除依頼する。
5. 管理者やプロバイダに依頼しても削除がなされなければ、警察や法務局などに相談する。

引用文献 嶋崎政男著「脱いじめ」の処方箋

#### 4 重大事態への対応

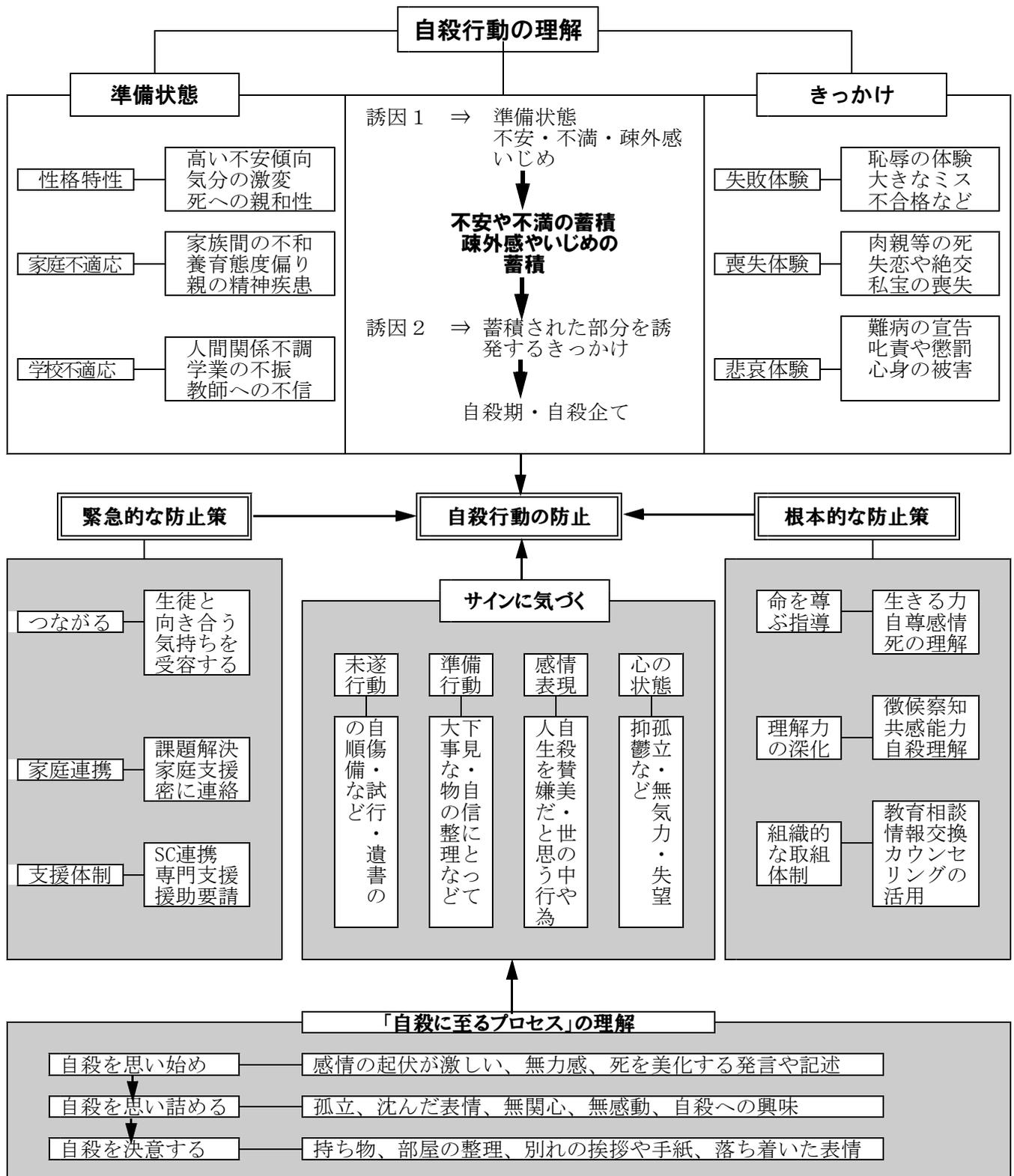
##### (1) 重大事態の定義

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（いじめ防止対策推進法より）

##### (2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。  
【いじめ防止対策委員会メンバー】  
学校長・教頭・生徒指導主事・各学年主任・学年生徒指導・養護教諭・教育相談担当、関係職員（当該学年職員、部活動顧問等）  
（ケースによってSC・SSW・教育委員会生徒指導担当主事・警察関係者・民生委員・保護司など）
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に提供する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

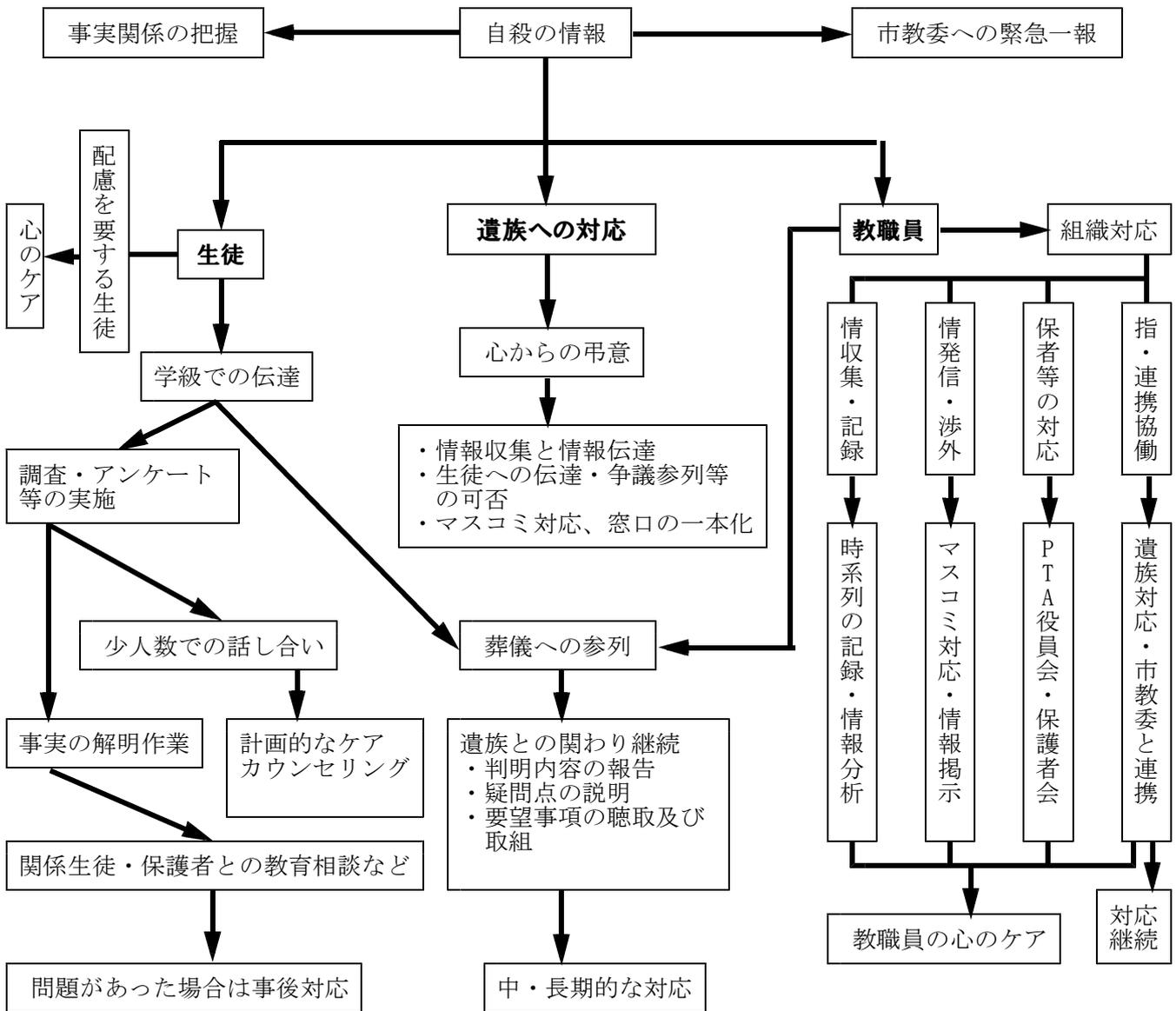
(3) 自殺に係わる重大事態  
①自殺の未然防止



## ②自殺が起こった場合の対応

※絶対に防がなければならないが、万が一、生徒の自殺が起こってしまった場合には、以下のことに注意しながら対応していく。

- 1) 遺族への弔意：心寄りの哀悼の意を表す。
- 2) 生徒の対応：伝達内容を全教職員が確認して、学級において「亡くなった事実」を伝える。自殺に関わったおそれのある生徒等には特段の配慮（加害生徒やその他の生徒の心のケア）をする。
- 3) 調査は慎重に行う。
- 4) 「いじめ」が一つの要因と考えられる場合は、保護者の了承を取って、関係者からの事情聴取を行う。その際には、遺族に対して正確な情報提供に努め、今後の調査の進め方等を説明する。
- 5) マスコミ対応は、窓口を一本化して部屋を準備し、公開可能な情報は逐次掲示する。
- 6) PTA役員や学校評議員、地域の関係団体の支援を得て、全保護者へ説明責任を果たす。
- 7) 次的問題を防ぐために、情報収集に努めるとともに、相談体制を整える。
- 8) 教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。



### 参考文献

- 文部科学省「生徒指導提要」
- 文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
- 文部科学省「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」
- 嶋崎政男著「脱いじめ」への処方箋

5 (1) いじめられている児童生徒のサイン

- 欠席や遅刻が増える。
- 教師と視線が合わず、うつむいている。あいさつをしなくなる。
- いつもと違う友だちと登校している。
- 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
- 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。
- 必要以上に保健室やトイレに行く。
- 授業用具、机・椅子等が散乱している。
- 発言すると周囲がざわつく。
- 授業中、ぼんやりしていて、作業が継続しない。
- 教科書やノート等に落書き、汚れがある。
- グループ分けの際、孤立する。グループ活動中に友だちから話しかけられない。
- 休み時間に自分の席から離れようとししない。
- 訳もなく階段や廊下を歩いている。
- 用がないのに職員室や保健室を訪れる。
- 一人で片づけをしたり、一人離れて清掃したりする。
- 友達とふざけ合っているが表情がさえない。
- 衣服が汚れていたり、濡れていたりする。
- 慌てて下校する。または、いつまでも学校に残っている。
- 靴、かばん、傘及び自転車の鍵などの持ち物が紛失する。
- 部活動で一人で準備や片づけをしている。

(2) いじめている児童生徒のサイン

- 教室や廊下などで仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- 特定の児童生徒にだけ、周りの児童生徒が異常に気を遣っている。
- 仲間だけが分かるようなサインや隠語を使っている。
- 教師が近づくと、グループの児童生徒が急に仲が良いふりをしたり、または不自然に分散したりする。

(3) 教室でのサイン

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 発言に対するヤジや冷やかしが聞こえる。
- ルールを守らない児童生徒が多い。
- 掲示物へのいたずら、落書きがある。
- 机にいたずらがあつたり、持ち物がなくなったりする。
- 何か起きると、特定の児童生徒の名前が出る。
- 配布したプリント等が、特定の児童生徒に渡っていない。
- 席替え等の際、特定の児童生徒の隣の席になることを嫌がる。
- 清掃等の際、特定の児童生徒の机が運ばれない。